

11月12日（日）は青梅市長選挙の投票日です

問 選挙管理委員会事務局

これからの4年間の市政を担う人を選ぶ大切な選挙です。あなたの意思を表すために必ず投票に行きましょう。

投票所一覧や期日前投票等の詳細は、広報おうえし11月1日号でお知らせします。



体が不自由な方へ 郵便等投票・代理記載制度をご利用ください

★郵便等投票制度

郵便等投票は、重度の障がい等がある方が郵便等で投票できる制度です。

郵便等投票ができる方は、表1のとおりです。

※投票用紙に候補者名を自分で書ける方に限ります。

★代理記載制度

郵便等投票ができる方のうち、表2に該当し、みずから投票の記載をすることができない方は、あらかじめ市選挙管理委員会へ届け出た者（選挙権を有する者に限る）に投票に関する記載をしてもらうことができます。

郵便等で投票するには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けるなど、事務手続きに時間がかかります。新たに郵便等での投票を希望する方は、至急、市選挙管理委員会へご連絡ください。

表1 郵便等投票ができる方

障がい等の区分	障がい等の部位・程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	部位の等級が1級か2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	部位の等級が1級か3級
	免疫機能、肝臓	部位の等級が1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

表2 代理記載投票ができる方

障がい等の区分	障がい等の部位・程度	
身体障害者手帳	上肢、視覚	部位の等級が1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症

自治会活動紹介コーナー99

地域の活性化とコミュニティの醸成

青梅市自治会連合会第4支会長 古屋孝男

第4支会は、市の西部に位置し畑中、和田町、梅郷、柚木町の4地区13自治会で構成され、2千世帯余が加入しています。

そして、地域の各種団体に協力いただきながら体育事業をはじめ防犯パトロール、資源回収などさまざまな活動が活発に行われています。一方、コロナ禍でここ数年は自治会活動の自粛を余儀なくされてきました。

令和4年度からは、地域の交流を深め自治会活動を活性化するため、関係諸団体に協力いただくとともに、コロナ対策や事業内容等の見直しを講じながら徐々に活動を再開しました。そうした中、運動会では、健康増進と地域の親睦を深めることを主眼に、畑中、和田町、下郷、中郷、上郷および柚木町の連合チーム編成で、競技種目も見直しを図りながら半日の日程で開催しました。延べ800人の方が参加し、大いに盛り上がりしました。また、文化祭においても、規模は縮小しましたが、各種文化団体や小・中学生の作品展示、農産物等の品評会や販売などを行い、延べ600人以上の方が来場しました。今年も、より多くの方に参加してもらえよう、創意工夫しながら準備を進めています。

今後も、人と人とのふれあい（交流）の場を創出し、地域の活性化とコミュニティの醸成を図り、地域の絆を強めていきます。

問 市民活動推進課地域支援係

消費者相談室から344

海産物の強引な電話勧誘にご注意！

問 市民安全課市民相談係

高齢者を狙った、海産物の強引な電話勧誘販売が目立っています。しつこく勧誘されて仕方なく承諾してしまい、困っているという相談も多数寄せられています。高齢者は被害にあったという認識がなかったり、誰にも相談しないなど、被害が表面化しにくい傾向があります。家族や地域の見守りの方の気づきで被害を防ぐこともあります。おかしいと思ったら、迷わず消費者相談室にご相談ください。

◆電話勧誘販売は、クーリング・オフができます

電話勧誘で購入を承諾してしまった場合でも、契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフできます。クーリング・オフは無条件で契約を解除できるので、全額返金され、商品も引き取ってもらえます。期間を過ぎていても、書面が交付されなかったり、書面不備などがあれば解約できる場合があります。

◆不要な商品の勧誘はきっぱりと断りましょう！

電話でしつこく勧誘されても、不要だと思ったら「いりません」ときっぱり断り、すぐに電話を切りましょう。もし、一方的に商品が届いても受け取りを拒否し、代金は絶対に支払わないでください。

（東京都消費生活総合センターの相談事例より作成）

消費者相談室 ☎22-6000（相談専用）

相談日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前10時～正午、午後1時～4時（毎月第2・4火曜日は午後6時まで受付）

保険・年金・税金

事業所の方へ

年末調整関係書類を配布します

問 課税課市民税係

年末調整は、給与所得者の年税額を確定し、毎月の給料等から源泉徴収した税額との過不足を清算する重要な手続きです。

給与支払報告書・総括表などの年末調整に関する書類を10月30日～11月17日に市役所1階ロビーで配布しています。必要な事業所の方はお越しください。

国民健康保険加入者のみなさんへ

医療費の額をお知らせします

問 医療費のお知らせについて…保険年金課給付係、医療費控除について…青梅税務署・市課税課市民税係

年に2回、国民健康保険で給付した医療費の額をお知らせします。

対象期間 令和4年11月～5年6月受診分（次回は7月～10月受診分を通知）

通知時期 11月下旬ごろ（次回は令和6年2月下旬ごろ）
※お知らせが届いたことにより行う手続きはありません。また、還付金などは発生しません。

その他 お知らせは確定申告および住民税申告の医療費控除の明細書「内訳書」として添付できます。

※令和4年11月、12月診療分のお知らせを個別に作成することはできません。ご自身で保管した領収書を使用してください。



国民年金の付加年金を利用して年金額を増やしませんか？

問 青梅年金事務所☎30-3410、市保険年金課国民年金係

将来受け取る老齢基礎年金を増やしたい方のために、付加年金の制度があります。

国民年金の定額保険料に加えて付加保険料（月額400円）を納めると、納めた月数により老齢基礎年金の年金額に上乗せして支給されます。

対象 国民年金第1号被保険者または任意加入被保険者（65歳以上の方を除く）
※申し込み等の詳細は、日本年金機構ホームページ参照

